

## 平成23年度 事務事業評価シート

事業名	市費教員任用事業	部課かい名	教育総務部 学務課
-----	----------	-------	--------------

## 1. 事業概要

①第5次実施計画 における重点施策	次世代の育成		
②目的	○授業離脱などの生徒指導上の問題を抱えている学校や、集団生活になじめず教室を飛び出してしまうなど個別指導が必要な児童生徒がいる学校があり、学習の保障や学校運営に影響が出ている状況がある。非常勤講師など県費により配当された教員だけではその解決が困難な課題が生じており、市費による教員を任用することで、様々な学校課題に臨機応変に対応し、学校教育の質を高める。		
③対象（顧客）	茅ヶ崎市立小・中学校児童・生徒		
④事業内容 （これまでの経緯 を含める）	<p>○市費による教員を任用することで、様々な学校課題に臨機応変に対応し、学校教育の質を高めるために、平成21年度から平成22年度の計画期間の第5次実施計画に位置づけた。</p> <p>○平成21年度より市費による教員を任用開始した。</p> <p>○平成22年度は小学校全18校中10校、中学校全13校中7校の希望があり、視察を経て小学校3校、中学校5校に配置した。</p> <p>（平成21年度の市費教員任用事業結果）</p> <p>○市費教員任用事業決算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市費教員任用人数 5人</li> <li>・市費教員配置校数 5校</li> <li>・市費教員任用事業決算額 7,853千円</li> </ul> <p>○市費教員任用事業配置校及び配置日数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・萩園中 198日</li> <li>・鶴が台中 139日</li> <li>・今宿小 131日</li> <li>・松林中 73日</li> <li>・小出小 58日</li> </ul> <p>（平成22年度の市費教員任用事業結果）</p> <p>○市費教員任用事業決算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市費教員任用人数 8人</li> <li>・市費教員配置校数 7校（内1校は2人配置の期間有り）</li> <li>・市費教員任用事業決算額 16,466千円</li> </ul> <p>○市費教員任用事業配置校及び配置日数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴嶺小 214日</li> <li>・萩園中 215日</li> <li>・松林小 205日</li> <li>・松林中 193日</li> <li>・鶴が台中 175日</li> <li>・今宿小 125日</li> <li>・萩園中 71日</li> <li>・浜須賀中 58日</li> </ul>		
⑤事業の期間	開始	平成21年度	終了
⑥根拠法令等			
⑦個別計画	茅ヶ崎市教育基本計画（平成23年度～平成32年度）		
⑧事業実施手法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他（      ） ※内容確認できる資料添付（仕様書、報告書等）		
⑨添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	1 平成22年度公立小・中学校学級数別学校数 2 平成22年度小学校教職員定数配当表 3 平成22年度中学校教職員定数配当表 4 平成22年度茅ヶ崎市立小・中学校配置図 5 平成22年度市費非常勤配置状況	

## 2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
当初予算額				9,656	18,879
決算額				7,853	16,466
財源内訳	国・県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	0	0	0	7,853
事業費増減理由					

## 3. 各種指標の状況

指標区分	指標名	単位	目標値	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			実績値					
成果	任用教員数	人					3人	3人
							5人	8人
指標変動理由							○平成21年度予算は、240日×3人＝720日分 ○平成21年度実績は、この予算の中で、任用期間等を創意工夫し、5人の任用で、延べ任用日数は599日	○平成22年度予算は、240日×6人＝1,440日分 ○平成22年度実績は、この予算の中で、任用期間等を創意工夫し、8人の任用で、延べ任用日数は1,256日

目的達成に向けて行った22年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校より希望を取り、対象校を視察し状況を把握した。</li> <li>○学校の状況により、市費による教員を臨機応変に配置した。</li> <li>○様々な教育課題を解決した。</li> <li>○特色ある学校運営の実施を図り、学校教育の質を高めた。</li> </ul>
--------------------	---

#### 4. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

評価
<p>○平成22年度は実施計画では3人の任用であったが、平成22年度予算要求により、6人分の任用となった。予算は、6人×240日＝1,440日分の予算であるが、任用期間等を創意工夫し、数多くの学校からの要望に対応したため、8人の任用で、延べ1,256日の任用を行った。</p> <p>○各小中学校からの配置希望を受け、学校現場を視察し、状況を的確に把握し、適切な任用・配置を行った。</p> <p>○市費任用教員は、非常勤嘱託職員であり、日額13,110円である。費用対効果は高い。</p> <p>○活動指標を大きく上回る結果で、成果があがった。このため、業務棚卸の平成22年度の取組に対する分析は「A」である。</p>

課題認識と解決への考え方	<p>○生徒指導上の問題を抱えている学校や個別指導が必要な児童生徒が多くいる状況にあり、平成22年度予算では、13,110円×240日×6人であり、市内31校全校への配置には至っていない。</p> <p>○限られた予算の範囲内で、適切な任用・配置のための方策を検討する必要がある。</p> <p>○市費任用教員に限らず、ニーズにすぐ対応できる登録体制の整備が必要である。</p> <p>○茅ヶ崎市内の教員免許保有者で、任用可能な人材の発掘が必要である。</p>
23年度の具体的な取組（予定）	<p>○ニーズのある学校へ視察し的確な状況を把握する。</p> <p>○可能な限り、迅速に任用し、学校へ配置する。</p> <p>○限られた予算の中、1人を1年間ひとつの学校へ配置するのではなく、前期・後期に分け、適時に必要な学校へ配置する。</p>

総合計画審議会特記事項
<p>○シートの完成度についての評価</p> <p>成果に関する指標がなく、成果を正確に把握することができない。</p>

平成22年度 公立小・中学校学級数別学校数

添付資料1

区 分	小 学 校		中 学 校	
	県	本市	県内	本市
0 学級	1		-	
1 学級	2		-	
2 学級	-		1	
3 学級	-		5	
4 学級	1		1	
5 学級	2		2	
6 学級	5		6	
7 学級	12		3	
8 学級	30		8	
9 学級	9		13	
10 学級	6		15	1
11 学級	6		32	3
12 学級	19		31	2
13 学級	19	1	23	2
14 学級	94		43	2
15 学級	44	2	37	1
16 学級	42		24	
17 学級	37		31	1
18 学級	33		23	
19 学級	55		12	
20 学級	85	2	17	
21 学級	68	1	14	
22 学級	59	2	19	1
23 学級	36	2	11	
24 学級	20	2	9	
25 学級	39		10	
26 学級	26		4	
27 学級	25	1	7	
28 学級	23	2	3	
29 学級	16	1	3	
30 学級	12	1	2	
31 学級	9		1	
32 学級	7	1	-	
33 学級	4		2	
34 学級	4		-	
35 学級	4		-	
36 学級	4		-	
37 学級	2		-	
38 学級	-		-	
39 学級	1		-	
40 学級	-		-	
41 学級以上	-		1	1
学校数計	861	18	413	13
学級数計	16,664	416	6,585	175
1校平均	19.4	23.1	15.9	13.5
1校平均(※1)	17.0	22.2	13.8	12.8

(注) 「学級数」は、「複式学級」と「特別支援学級」を含みます。

・標準法による学級数ではなく、実際の学級数です。

※1 「複式学級」「特別支援学級」を含まない場合





平成22年度茅ヶ崎市立小・中学校配置図

添付資料4



平成22年度市費非常勤配置状況

添付資料5

学校名	年齢	目的	任用開始日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鶴嶺小	58	児童指導	22. 4. 12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
松林小	28	児童指導	22. 5. 13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
今宿小	30	児童指導	22. 9. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
松林中	26	生徒指導(体育)	22. 5. 26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鶴が台中	26	生徒指導(体育)	22. 7. 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浜須賀中	33	生徒指導(社会)	23. 1. 6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
萩園中	22	生徒指導(社会)	22. 4. 16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
萩園中	64	教頭補佐(元校長)	22. 12. 2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



平成23年度 事務事業評価シート

事業名	(仮称)柳島スポーツ公園整備事業	部課かい名	文化生涯学習部 スポーツ健康課
-----	------------------	-------	--------------------

1. 事業概要

①第5次実施計画における重点施策	健康づくりの推進		
②目的	○多様化する市民ニーズに対応し、誰もが気軽に楽しみ、市民の利用に重点をおいた総合スポーツ拠点の整備により、市民の健康維持、健康増進を図る。		
③対象(顧客)	市民及び公園利用者		
④事業内容 (これまでの経緯を含める)	<p>○相模川河畔スポーツ公園周辺の新湘南国道や相模川を整備する計画に協力することにより、市民の交通の利便性向上や災害からの安全の確保が図られることから、相模川河畔スポーツ公園移転後の代替施設として、(仮称)柳島スポーツ公園の整備を行う。</p> <p>○柳島しおさい広場や湘南夢わくわく公園等との連携を図り、本市南西部におけるスポーツ・レクリエーション拠点を旨すとともに、浜見平地区と連携した本市南西部の防災拠点としての役割を検討する。</p> <p>○茅ヶ崎市総合計画第1次実施計画において、総事業費は6,649,721千円を計上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年10月 柳島向河原地区への移転を決定</li> <li>・平成20年11月 整備事業区域の設定、公表</li> <li>・平成21年7月 基本構想(案)について公表</li> <li>・平成21年7月～8月 基本構想(案)に対するパブリックコメントの実施</li> <li>・平成21年9月 基本構想の策定</li> <li>・平成21年11月 (仮称)柳島スポーツ公園施設整備推進委員会の設置</li> <li>・平成22年4月 基本計画骨子(案)の策定</li> <li>・平成22年9月 基本計画策定</li> <li>・平成23年2月～8月 最適事業手法選定業務(予定)</li> <li>・平成23年3月 基本設計作成</li> </ul>		
⑤事業の期間	開始	平成19年度	終了 平成28年度
⑥根拠法令等	都市公園法、都市計画法、農地法、スポーツ振興法		
⑦個別計画	(仮称)柳島スポーツ公園整備基本計画		
⑧事業実施手法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> その他(PFI等の民間資金の活用) <small>※内容確認できる資料添付(仕様書、報告書等)</small>		
⑨添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	1 (仮称)柳島スポーツ公園整備事業(概要版) 2 年度別事業費内訳表	

## 2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
当初予算額			27,665	30,364	21,019
決算額			9,942	16,681	56,118
財源内訳	国・県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源			9,942	16,681
事業費増減理由			○別添資料参照	○別添資料参照	○別添資料参照

## 3. 各種指標の状況

指標区分	指標名	単位	目標値	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			実績値					
活動	基本構想の策定	%	—	—	—	50	100	—
活動	基本計画・基本設計の策定	%	—	—	—	—	30	100
活動	設計等委託の完成 (地質等調査、測量)	%	—	—	—	—	80	100
活動	設計等委託の完成 (道路設計、測量等)	%	—	—	—	—	—	70
活動	開催回数 (施設整備推進委員会)	回数	—	—	—	7	6	3
活動	事業手法の選定	%	—	—	—	—	—	5
指標変動理由						○基本構想の策定作業の一部を平成21年度に繰越したため	○基本計画・基本設計の策定及び設計等委託作業の一部を平成22年度に繰越したため	○最適事業手法の選定業務の一部を平成22年度に前倒して実施し、残りの業務を平成23年度に繰越したため

目的達成に向けて行った22年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設内容や規模等について、より多くの意見を聴取するために施設整備推進委員会を予定より多く開催し、合わせて関係機関との協議、地権者や地域住民との合意形成を図り、基本計画に反映。</li> <li>○設計等委託業務を効率的かつ効果的に進めるために業務計画を策定し、交通管理者や関係機関との連携をとり、有識者の専門的な知見等を参考として実施。</li> <li>○基本計画の策定及び基本設計の作成にあたり、市の財政状況を考慮した事業費やスケジュールの見直しを行い、合わせて民間資金や活力の導入を念頭に置いた最適事業手法の選定業務を次年度計画から前倒して実施。</li> </ul>
--------------------	---

#### 4. 事業評価

事業の傾向	分類
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 増減なし <input type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成

評価
<p>○（仮称）柳島スポーツ公園整備事業は、スポーツ振興、青少年育成、子どもの体力向上の場としての活用のほか、高齢者や障害者など、市民の誰もが自由に楽しめる空間を創造することにより、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で、明るく、活力に満ちた生活を送ることのできる環境づくり、スポーツや健康づくりを通じた人々の交流を図ることのできる拠点整備としての役割を担っている。</p> <p>○多様化するスポーツニーズや課題に、幅広く、細やかに対応していくため、「いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツ、健康づくりができる」環境の整備に向けた取り組みが求められている。</p> <p>○コストの縮減や民間のノウハウの導入による行政サービスの向上、財政支出の平準化するための最適事業手法の検討に着手し、順調に進んでいる。</p> <p>○地元の地権者、柳島向河原土地対策委員会及び施設整備推進委員会並びに関連する各種団体等の意見を伺いながら、施設整備等について協働としての視点から検討を行うことができた。</p> <p>○基本計画では、基本構想を基に計画の方針及び導入施設の内容・規模を設定するとともに、景観、環境保全、管理運営等の概略の検討により、適正な土地利用及び動線を定めることができた。</p> <p>○基本設計では、基本計画を基に技術的、デザインの及び経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて公園の骨格となる施設配置、諸施設の形状、植栽等についての概略設計をつくりあげることができた。</p> <p>○都市計画公園として整備するために必要な基本計画・基本設計及び関連する各種設計等委託業務を実施し、都市計画決定に必要な事業費や事業工程等を適正に算定することができた。</p>

課題認識と解決への考え方	<p>○事業手法の導入については、市の初期投資額の抑制、財政支出の平準化及び市民サービスの水準、周辺地域の活性化等のバランスを考慮し、最も効率的かつ効果的な事業手法を選定するために総合的な視点で検討を進めていく。</p> <p>○平成28年度末の公園開園に向けて、限られた期間の中で円滑に事業を推進するため、最適な事業スケジュールと事業手法の立案、各種法的な手続きや関係機関との協議、地権者や地域住民との合意形成を迅速に進めるとともに、国庫補助金等の積極的な活用を図り事業費の縮減を図っていく。</p> <p>○施設整備に当たり、国・県等の関係機関の動向を見ながら、周辺施設との連携を図るとともに、防災上の役割や管理運営のあり方を検討していく。</p>
23年度の具体的な取組（予定）	<p>○最適事業手法の選定結果に基づき、（仮称）柳島スポーツ公園における整備事業手法の選定に向けた作業を進めていく。</p> <p>○都市計画公園として都市計画決定や事業認可取得に向けて必要な協議資料や法定図書を作成していく。</p> <p>○地権者や地域住民との合意形成を図るため、柳島向河原土地対策委員会や地権者説明会を必要に応じ開催していく。</p>

総合計画審議会特記事項
<p>○シートの完成度についての評価</p> <p>施設完成後の収支見通しを示すべき。</p> <p>公園整備事業のマニュアル等に基づいた、成果について評価すべき</p>

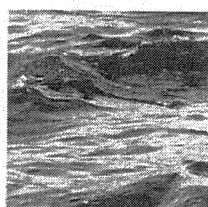
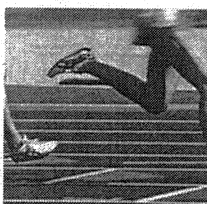
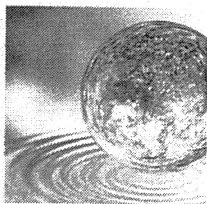
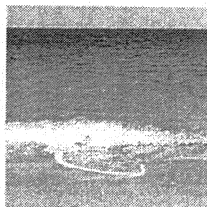
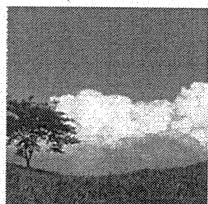
人々が安心して集い  
"みどり"を感じ  
"こころ"と"からだ"を育む  
周辺と一体となったスポーツ公園の整備



(仮称)

# 柳島スポーツ公園整備事業

概要版



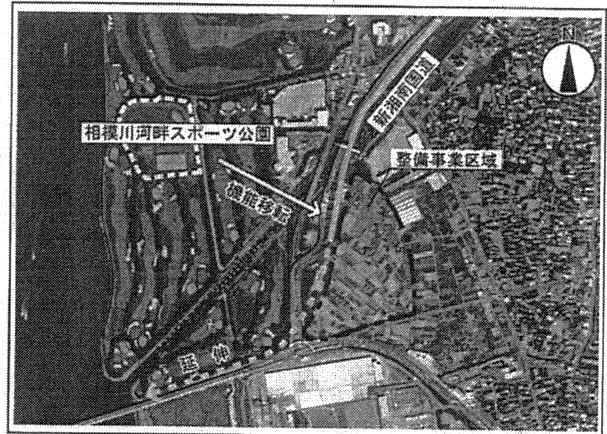
茅ヶ崎市

## 整備事業の背景・目的

相模川河畔スポーツ公園の周辺には、新湘南国道や相模川を整備する計画があります。これらの整備により、市民の交通の利便性の向上や災害からの安全が確保されることから、本市としては、早期の整備が図られるようこれらの事業実施に向けて協力し、相模川河畔スポーツ公園を移転することとしました。

このような背景から、平成15(2003)年から移転先の検討を行い、平成19(2007)年10月、柳島向河原地区に「(仮称)柳島スポーツ公園」として移転・整備をすることを決定し、さらに、平成20(2008)年10月には、陸上競技場の設置要件、交通アクセス、周辺への影響などを総合的に判断した結果、当該施設を設置する「整備事業区域」を設定しました。

また、平成21(2009)年9月に策定した(仮称)柳島スポーツ公園整備基本構想に基づく施設整備を実現するため、地元の皆様方や、(仮称)柳島スポーツ公園施設整備推進委員会(市民、地権者、関係団体の代表者から構成)の意見を広く伺いながら平成22(2010)年9月に基本計画を策定し、平成23(2011)年3月に基本設計をまとめました。これらは、整備事業区域及び周辺地域の特性を考慮し、多様化する市民ニーズに対応したスポーツ公園の施設の内容・規模及び配置並びに管理運営計画の概要を示し、整備の具体化に向けた内容を明らかにしています。



整備事業区域位置図

## 整備事業区域及び周辺の概要

### ■立地条件

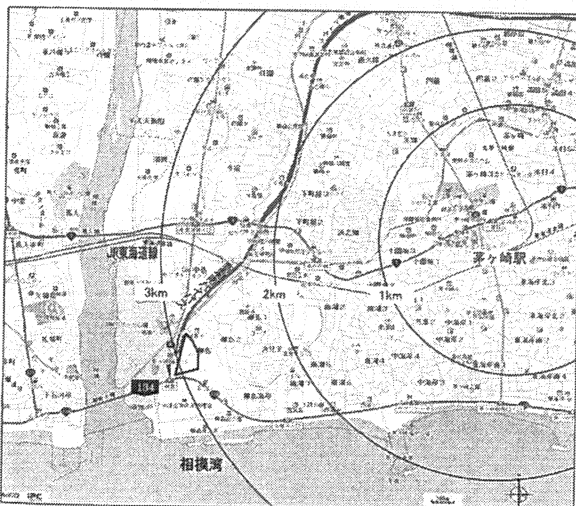
整備事業区域は、JR茅ヶ崎駅を中心とした半径3km圏内の地点であり、新湘南バイパスの茅ヶ崎海岸インターチェンジ付近に位置する平坦な地形です。

整備事業区域の周辺は、相模川の河口、浜見平地区の市街地及び相模湾があり、南側を国道134号に接しております。また、付近には神奈川県「相模川流域下水道左岸終末処理場」や「柳島小学校」があります。

### ■整備事業区域

整備事業区域は、図に示す赤い線に囲まれた区域です。

- ・整備事業区域：茅ヶ崎市柳島向河原地区
- ・面積：約6.5ha



整備事業区域立地図

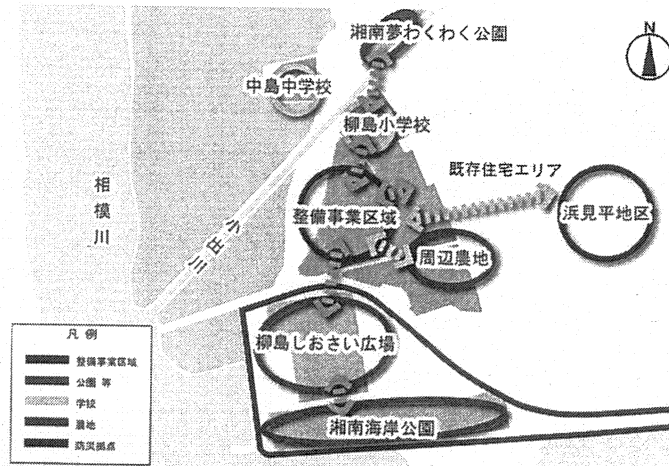


整備事業区域図

## 周辺施設との連携

本公園は、北側の「湘南夢わくわく公園」、「柳島小学校」や南側の「柳島しおさい広場」、「湘南海岸公園（柳島青少年キャンプ場）」等の連携を図り、本市南西部地域におけるスポーツ・レクリエーション拠点をめざします。

また、隣接する周辺の農地や施設と相互連携することで、多様な人々が集い交流を図ることができる場を提供するとともに、防災面でも、東側の浜見平地区と連携し、本市南西部地域防災拠点をめざします。



周辺施設との連携図

## 防災対策

防災対策は、各種防災計画を考慮して、本市南西部防災拠点としての整備を図ります。

- ・本公園の面積約6.5haを有効に活用し、周辺施設（柳島小学校、浜見平地区等）と一体となった広域的な防災拠点<sup>※</sup>の機能を確保します。
- ・緊急物資の物流機能確保のため、ヘリコプター離着陸場となりうる空間や、備蓄機能確保のため防災倉庫等を確保します。
- ・防災機能を果たすため、通信機能等を総合競技場諸室内に確保します。
- ・市民の避難地として、必要な避難スペースを公園内に確保します。

※広域的な防災拠点：大震災等の災害が発生した場合において、救援活動、復旧・復興活動等その被害軽減のための積極的な諸活動を行うための拠点  
(出典：防災公園計画・設計ガイドライン：建設省都市局公園緑地課・土木研究所環境部監修、財団法人都市緑化技術開発機構(平成11(1999)年8月))

## 整備手法

本公園は、多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応し、市民サービスの向上や、経費の縮減等を図ることを目的として、「PFI方式」等、民間の資金、活力、専門的知識・経験の導入を念頭においた整備手法についても検討しています。

※「PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法です。

## ■ 施設計画の概要

### 基本テーマ

人々が安心して集い、“みどり”を感じ、  
“こころ”と“からだ”を育む、  
周辺と一体となったスポーツ公園の整備

### 基本方針

#### 総合スポーツ拠点の整備

- ・市内唯一の運動公園として、誰もが楽しめ、市民の利用に重点をおいた公園の整備をめざします。
- ・柳島しおさい広場等の周辺施設との一体的な整備をめざします。

#### 多様な交通アクセスの利用

- ・徒歩、自転車、自動車など複数の交通手段を利用した場合にも対応できる整備をめざします。

#### 市民の競技力（競技レベル）の総合的な向上

- ・本格的な運動施設を導入し、市民の競技力向上をめざします。

#### “からだ”や“こころ”の健康増進

- ・スポーツによる“からだ”の健康増進とともに、“こころ”の健康増進もめざします。
- ・周辺農地と連携した整備をめざします。

#### 公園としての空間の形成

- ・気軽に利用できる公園として、多種多様な利用が可能な空間形成をめざします。

#### 防災拠点としての整備

- ・周辺施設と連携し、防災機能を備えた公園整備をめざします。

### 主な導入施設

#### 公園エリア

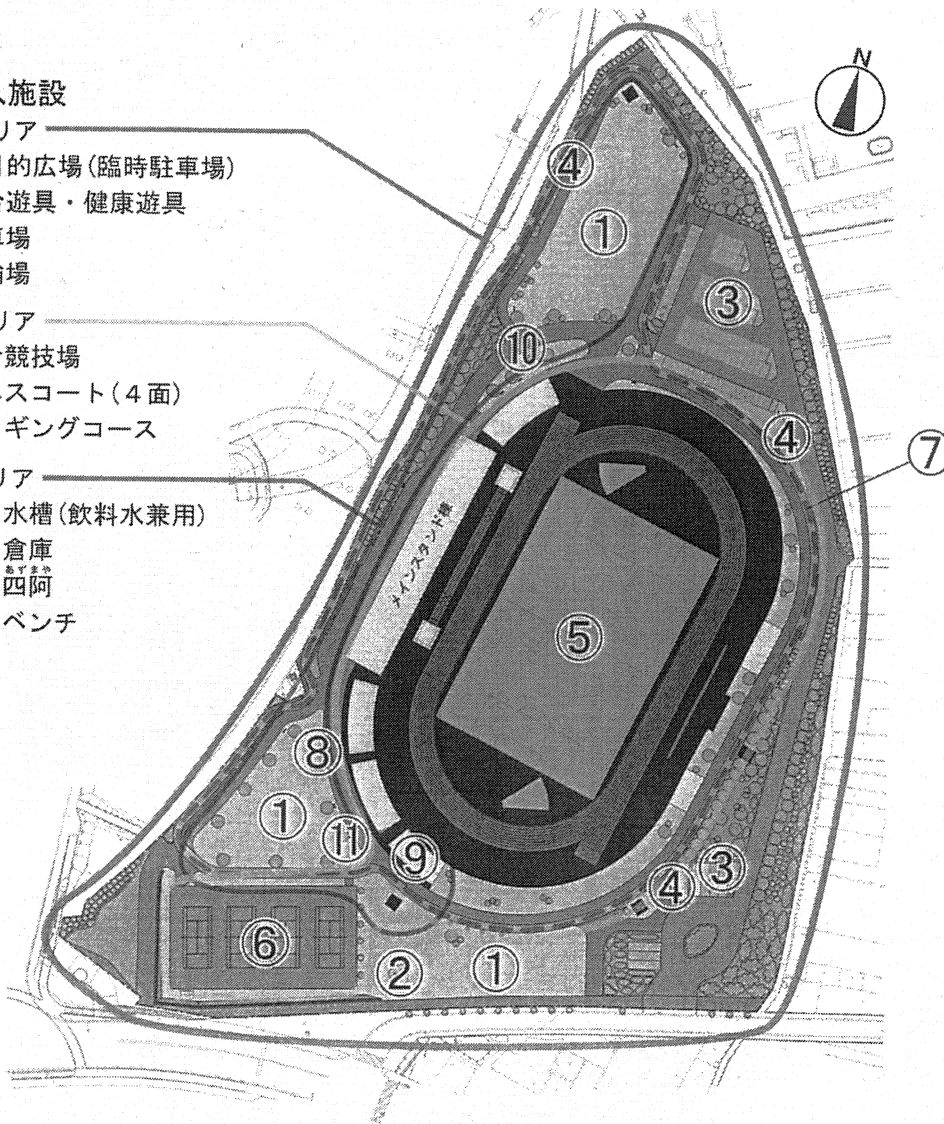
- ① 多目的広場（臨時駐車場）
- ② 複合遊具・健康遊具
- ③ 駐車場
- ④ 駐輪場

#### 運動エリア

- ⑤ 総合競技場
- ⑥ テニスコート（4面）
- ⑦ ジョギングコース

#### 防災エリア

- ⑧ 防火水槽（飲料水兼用）
- ⑨ 防災倉庫
- ⑩ 防災西阿
- ⑪ 防災ベンチ



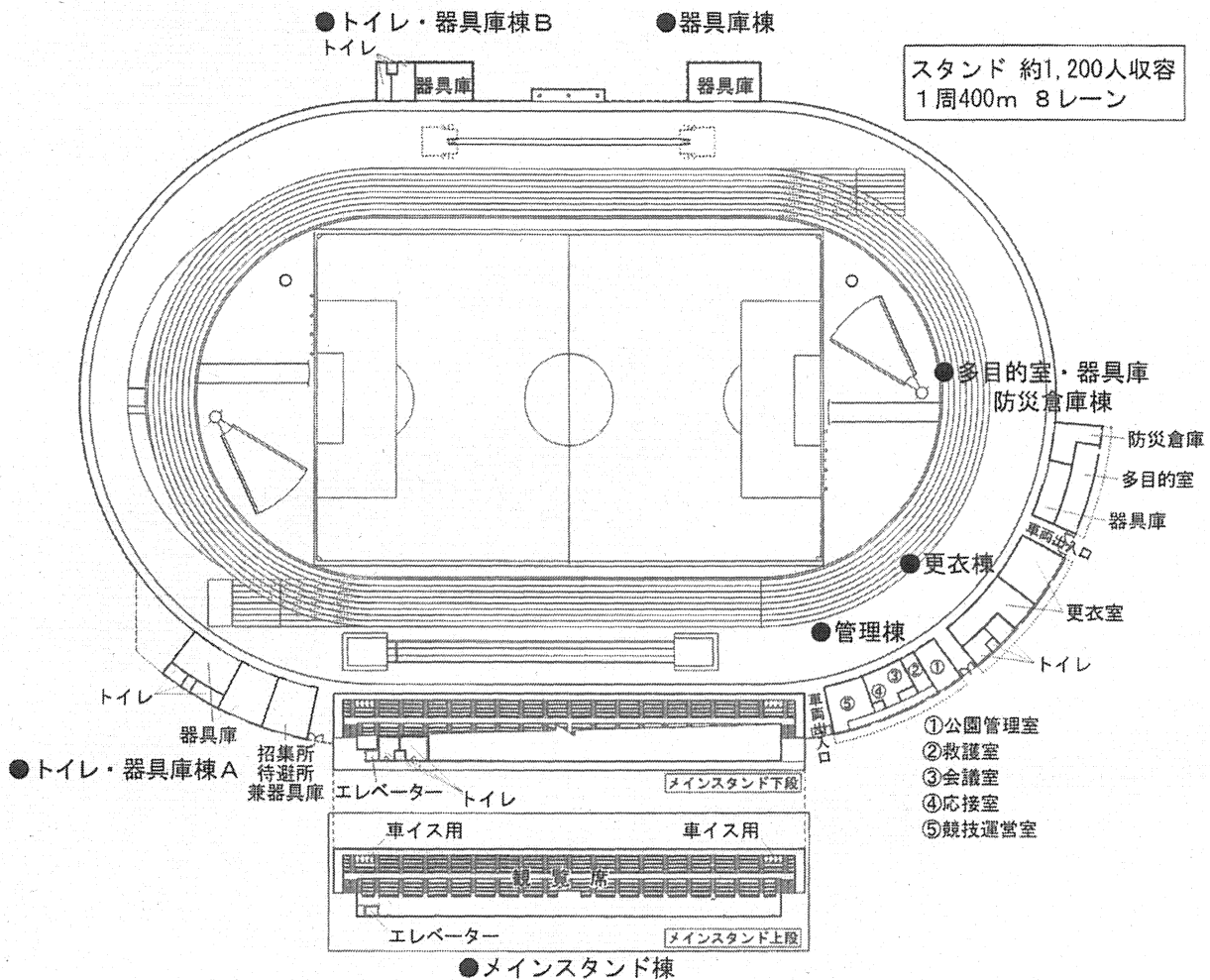
# 総合競技場

## ■スタンド

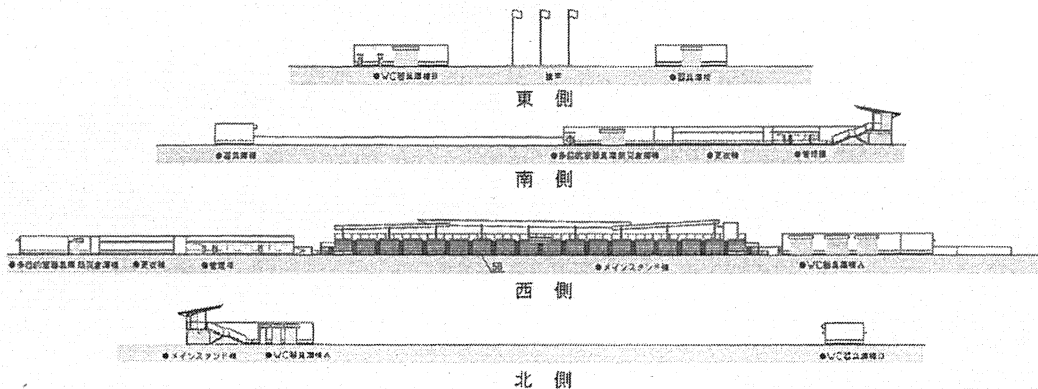
- ・スタンドは、景観に配慮した高さとし、競技者及び応援者の臨場感あふれる一体感の創出等のため、スタンド最前列を総合競技場のグラウンド高さとした「フラット型」とします。
- ・スタンドは、バリアフリー化に配慮し、スタンド両側からのアプローチを可能とした車イス用観覧席やエレベーターを設けるとともに、最上段には、誰でも利用可能な平坦なスペースを確保します。

## ■諸室

- ・管理室、更衣室等の諸室は、観客及び大会運営者等の利用者の機能性と利便性の向上を図るとともに、景観に配慮した施設とするため、1階建て構造とし、競技場西側に分散して配置した「分散型」とします。

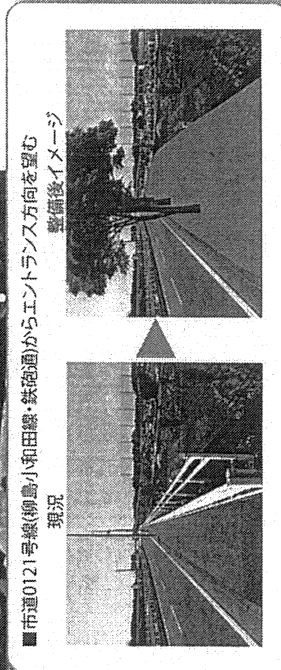
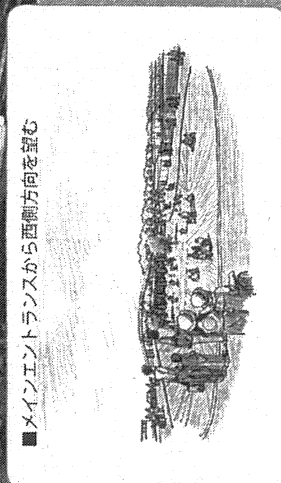
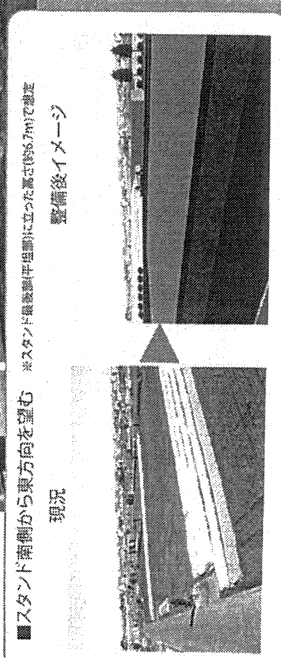
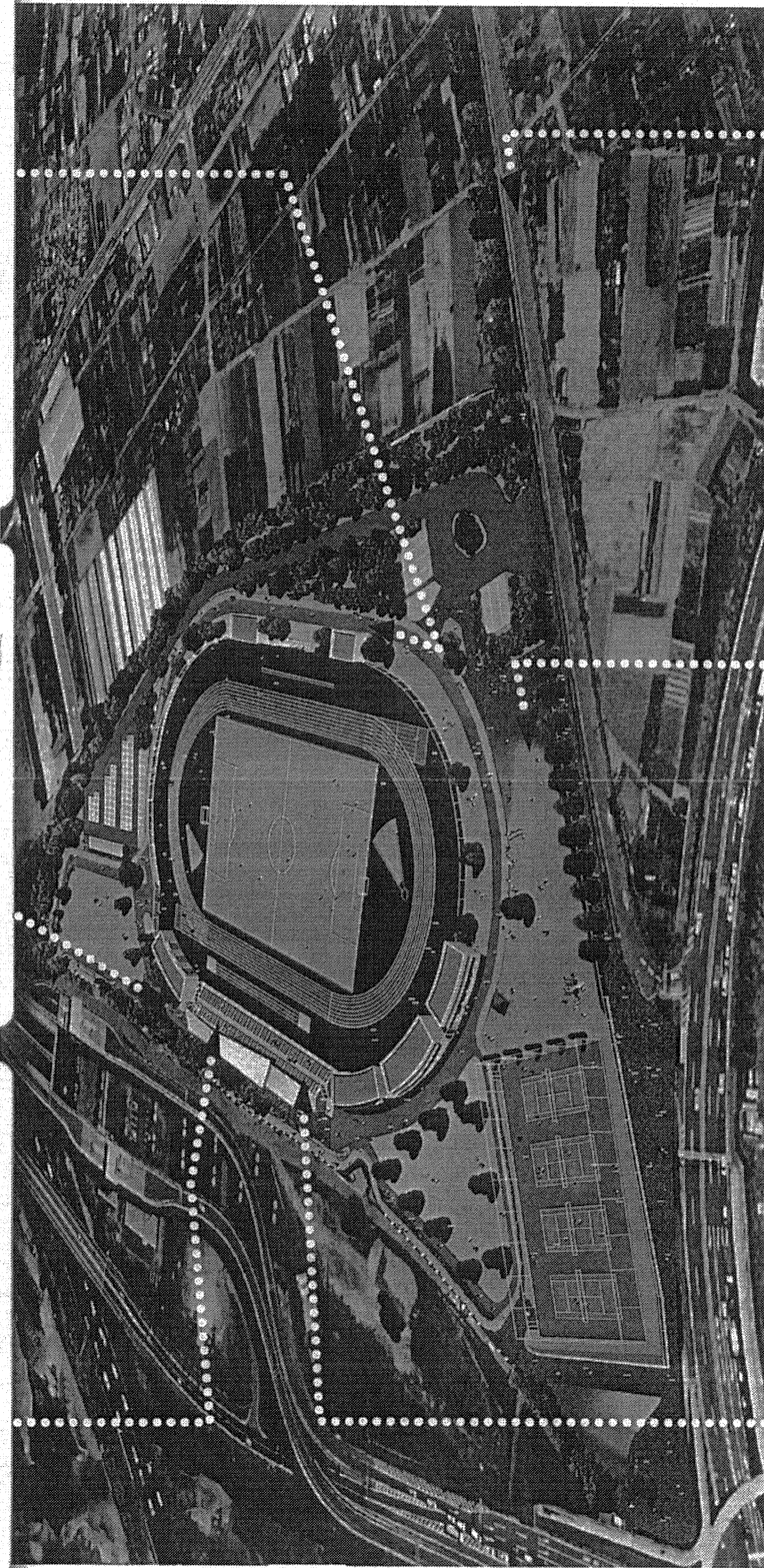
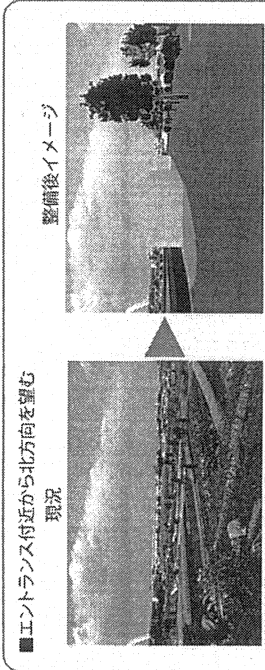
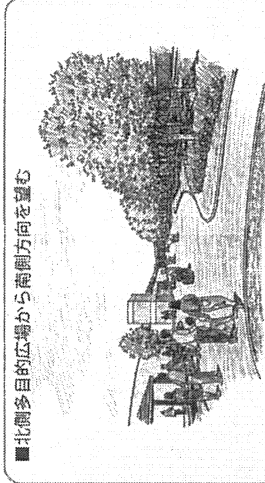
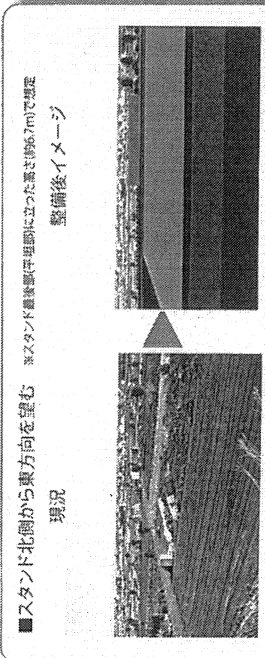


## ■グラウンドからの眺め





整備イメージ



## 事業スケジュール・概算工事費

開園に向けたスケジュールは、次に示すとおりとします。

基本計画・基本設計及び実施設計終了後、工事期間を平成26(2014)年度から平成28(2016)年度とし、平成28(2016)年度末に開園を予定しています。

### 事業スケジュール

項目	年度	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
基本計画・基本設計		■■■■								
実施設計					■■■■					
都市計画決定										
都市計画決定・事業認可				■■■■						
用地関係										
用地取得					■■■■					
工事										
造成工事							■■■■			
公園施設工事							■■■■			
建築工事								■■■■		
設備工事等								■■■■		

※事業スケジュールは、都市計画決定、事業認可申請、用地取得等により変更することがあります。

さらに、概算工事費は次に示すとおり、初期整備工事費と将来整備工事費を予定しています。

### 概算工事費

項目	初期整備工事費(千円)	将来整備工事費(千円)
調整池工事	808,000	
公園施設・総合競技場・テニスコート等工事	2,258,000	523,000
その他工事	679,000	60,000
道路整備工事	120,000	99,000
計	3,865,000	682,000
消費税(5%)込み総計	4,058,250	716,100
初期整備・将来整備工事費		
計		4,547,000
消費税(5%)込み総計		4,774,350

※整備は段階的な整備を予定しています。

※その他工事は、公園内排水工事、共同溝等工事、土工事等を予定しています。

※共同溝等工事は、電線共同溝、ガス、水道工事等を仮定し算出しています。また、周辺の電線共同溝は将来整備するものと仮定して算出しています。

※公園施設は、園路、植栽、駐車場等の施設工事を仮定して算出しています。

※総合競技場は、照明設備を初期整備において配管整備のみを行い、照明塔については、将来整備するものと仮定して算出しています。

※スタンド屋根は、初期整備でスタンド内に基礎部のみを構築しておき、屋根本体は、将来、観覧者の健康や安全等を考慮して整備するものと仮定して算出しています。

※テニスコートは、照明設備を初期整備するものと仮定して算出しています。

※道路整備工事は、公園に接する市道0121号線(柳島小和田線・鉄砲道)歩道部を初期整備し、周辺の道路整備については将来整備するものと仮定して算出しています。

## (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業 概要版

平成23(2011)年3月発行 1,000部作成

発行：茅ヶ崎市

編集：文化生涯学習部スポーツ健康課

〒253-0041

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号(茅ヶ崎市総合体育館内)

電話 0467-82-7136 FAX 0467-82-7120

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



携帯サイトQRコード

(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業 年度別事業費内訳表

(単位：千円)

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
当該年度分	当初予算額			27,665	30,364	21,019
	補正予算額				17,100	15,534
	他事業からの流用				463	
	支出済額			9,942	3,187	11,651
	翌年度繰越額			13,494	44,600	24,612
	不用額			4,229	140	290
繰越分	前年度からの繰越額				13,494	44,600
	支出済額				13,494	44,467
	不用額				0	133
財源内訳	国・県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源			9,942	16,681	56,118
事業費増減理由				<p>○基本構想の策定及び整備事業区域の用地測量を実施したことによる。</p> <p>○基本構想の策定及び整備事業区域の用地測量については、平成21年度に繰り越したることによる。</p>	<p>○基本構想を基に基本計画・基本設計の策定に移行したことによる。</p> <p>○基本計画・基本設計に伴う地質・土質調査等の関連業務を行うため、補正したことによる。</p> <p>○基本計画・基本設計及び関連調査業務の一部を平成22年度に繰り越したることによる。</p>	<p>○基本計画・基本設計の完了に伴い、関連した景観検討や道路詳細設計、都市計画手続き等を実施したことによる。</p> <p>○最適事業手法の検討を実施するため、補正したことによる。</p> <p>○都市計画手続きや事業手法の検討等に関する業務を平成23年度に繰り越したることによる。</p>



平成23年度 事務事業評価シート

事業名	地域支援事業 特定高齢者施策 介護予防事業	部課かい名	保健福祉部高齢福祉介護課
-----	-----------------------	-------	--------------

1. 事業概要

①第5次実施計画における重点施策	健康づくりの推進		
②目的	○要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減、悪化の防止		
③対象（顧客）	要支援・要介護になるおそれの高い高齢者		
④事業内容（これまでの経緯を含める）	<p>○平成18年度に介護保険法が改正され、介護保険制度は介護予防を重視する方向性となった。</p> <p>○地域支援事業が創設され、要介護・要支援になる可能性の高い高齢者を基本健康診査の場で基本チェックリストを使って特定高齢者を選定し、介護予防事業に勧奨し、虚弱な高齢者の生活機能の維持又は向上を実施する。</p> <p>○平成18年度当初は特定高齢者選定の国基準が非常に厳しかったため対象者が少ないことが予測され、本市では市独自で準特定高齢者の基準を設け事業を実施した。</p> <p>○全国的にも事業の対象となる高齢者が少なく、平成19年度に国の基準緩和が行われたため、準特定高齢者を廃止した。</p> <p>○その後年々利用者は増加し、低調ではあるが利用者数も増加している。</p> <p>○制度改正当初は介護予防事業が受託できる事業所がほとんどなく、地元の社会福祉法人や介護事業所、医療機関などが円滑に事業実施できるようになるまでに多少の時間がかかった。</p> <p>○参加者が少なく、事業所が採算がとれないなどの理由で事業を撤退するなど、安定して必要な事業数を確保することが困難で、平成21年度には一部の事業について直営で実施した。</p> <p>○平成20年度までは基本健康診査において特定高齢者を把握していたが、その後基本健康診査が廃止された。</p> <p>○生活機能評価による特定高齢者の選定になり、65歳から75歳未満の高齢者においては特定健診実施時に、75歳以上の高齢者については、高齢者の健診の機会の確保という観点から市単独で健康診査を実施している。</p> <p>○生活機能評価を同時実施することで特定高齢者を選定し、多くの高齢者を事業参加に勧奨できる体制を取っている。</p> <p>○平成20年度からは特定高齢者フォロー事業を開始</p> <p>○特定高齢者施策のうち、運動器機能向上事業と口腔機能尾向上事業に参加した方を一定期間、同事業でフォローすることで、運動習慣の自立と口腔ケアの自立を促している。</p>		
⑤事業の期間	開始	平成18年	終了
⑥根拠法令等	介護保険法第115条の4 第1項第1号		
⑦個別計画	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画		
⑧事業実施手法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他（      ） ※内容確認できる資料添付（仕様書、報告書等）		
⑨添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	1 平成22年度地域支援事業特定高齢者施策スケジュール      2 特定高齢者施策実績 事業別      3 茅ヶ崎市地域支援事業（運動器機能向上事業）委託契約仕様書      4 茅ヶ崎市地域支援事業（口腔機能向上事業）委託契約仕様書      5 茅ヶ崎市地域支援事業特定高齢者施策栄養改善事業委託契約仕様書      6 茅ヶ崎市地域支援事業（認知症予防事業）委託契約仕様書 7 地域支援事業 二次予防事業の位置づけについて      8 二次予防事業に参加した者の主観的健康観の状況	

## 2. 事業費

(単位：千円)

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
当初予算額		45,109	21,555	99,511	85,711	79,255
決算額		4,127	12,469	73,107	64,145	63,323
財源内訳	国・県支出金	2,744	8,160	49,461	41,272	41,512
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	883	2,820	14,620	13,164	14,124
	一般財源	500	1,489	9,026	9,709	7,687
事業費増減理由		○利用者増に伴う委託料増 ○臨時職員による入力作業賃金新規	○基本健康診査廃止に伴い生活機能評価委託料新規 ○システム改修に伴う委託料新規	○システム改修委託料減	○震災に伴い事業実施回数減	

## 3. 各種指標の状況

指標区分	指標名	単位	目標値 実績値	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
				活動	特定高齢者の把握率 (特定高齢者数/対象者人口)	%	5.0	5.0
成果	通所型介護予防事業参加率 (事業参加実人数/参加助奨数)	%	1.4	8.2	11.3	11.0	10.3	
			10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
成果	運動器機能向上事業 実施回数	回	6.1	6.5	9.7	11.9	10.8	
			180	180	180	192	192	
成果	栄養改善事業 実施回数	回	143	156	192	192	169	
			64	64	72	24	24	
成果	口腔機能向上事業 実施回数	回	4	28	19	24	20	
			96	96	72	84	84	
成果	認知症予防事業 実施回数	回	45	48	72	84	82	
			90	90	78	72	72	
成果	訪問型介護予防事業 実施件数	件	33	66	84	72	71	
			567	567	567	567	567	
指標変動理由			134	149	56	18	144	
			○特定高齢者選定の基準が厳しく対象者が出現しなかった。	○特定高齢者の選定基準が緩和された。		○事業所の撤退が続いたため、直営事業開始。	○震災のため事業を中止したため実施回数が減少。	

目的達成に向けて行った22年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健師によるうつ、閉じこもり訪問事業をより積極的に実施する。</li> <li>○主観的健康観の指標であるSF-8を活用した評価帳票について工夫を行い、事業効果について明確化を行う。</li> </ul>
--------------------	--

#### 4. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input checked="" type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input type="checkbox"/> 達成	<input checked="" type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

評価
<p>○利用者は年々増加傾向にある</p> <p>○改善等によりさらなる成果が見込まれる</p> <p>○事業参加によって社会参加のきっかけになっている</p> <p>○修了者がフォロー教室、転倒予防教室へと自立して運動に取り組んでいる</p> <p>○高齢化が急速に進展化するなかで、その役割が期待されている</p> <p>○高齢化社会で、高齢者の健康づくりや介護予防に対する関心、需要が高まるなかで、高齢者が安心して取り組める講座を提供していく必要がある</p> <p>○高齢者の余暇支援や仲間づくりの要素も担っている</p> <p>○事業に勧奨する課程で、地域包括支援センターが地域を把握するきっかけになっている</p> <p>○個別に主観的健康観等の健康評価指標が向上している利用者が多い</p>

課題認識と解決への考え方	<p>事業に対する参加率を高めるために</p> <p>(1) 利用者の意見を取り入れつつ、事業者との連携や研究者の専門的知見も加えたなかで効果的な改善を実施し、利用者の増加、事業の質の向上を図っていく。</p> <p>(2) 更なる利用促進策としてイベントの実施や、広報ちがさき等を活用した介護予防事業のPRをすすめていく。「特定高齢者施策」という名称については、制度改正当初よりわかりにくさと差別的な表現という点でご指摘を受けていたが、この度「すこやか支援プログラム」と名称を変更し、より親しみやすい事業を目指した。名称は、健康を回復する支援を行う、という意味が込められている。</p>
23年度の具体的取組（予定）	<p>(1) 平成22年8月に地域支援事業の要綱改正が行われ、生活機能評価による選定を必要としなくなった。茅ヶ崎市では平成24年より基本チェックリストのみによる選定を開始する方針である。生活機能評価を経ない選定によって、対象者が増加することが予測され、それに伴って事業勧奨の通知方法や事業の実施方法等について方針を決定する。</p> <p>(2) また、平成24年度に向けて事業内容に共通点が多い栄養改善事業と口腔機能向上事業について、複合事業として実施するよう準備中である。</p>

総合計画審議会特記事項
<p>○シートの完成度についての評価</p> <p>市民ニーズの調査結果を示すべき</p> <p>事業実施ベースの指標ではなく、成果ベースの指標も取り入れるべき</p>

## 平成22年度地域支援事業特定高齢者施策スケジュール

事業名	実施場所	事業所名	クール数	曜日(現況)	実施月	送迎	
特定	運動器 定員15名	加藤医院	加藤医院	3	土 (2コース)	4月、10月、1月	あり
		茅ヶ崎新北陵病院	茅ヶ崎新北陵病院	3	水	4月、10月、1月	あり
		ケアセンター元町	ケアセンター元町	2	木	4月、10月	あり
		4月湘南スタジオ 1月市立病院	山武	2	金	4月、1月	なし
		市立病院	キットクルー	1	木	1月	なし
		市立病院	ウェルアップ	1	木	4月	なし
		市立病院	セントラル	1	火	4月	なし
		野球場会議室	ハイライフサポート	$\frac{2}{1}$		4月、1月	あり
		小笹医院	小笹医院	1	土	10月 12回中8回事業実施	なし
	<b>計</b>		<b>9事業所</b>	<b>15</b>			
	口腔 定員10名	ニチイケアセンター	ニチイ学館	3	木	4月、10月、1月	なし
		藤村歯科医院	藤村歯科医院	4	火	4月、10月(2)、1月	あり
		松林ケアセンター	松林ケアセンター	3	日	4月、10月、1月	なし
		野球場会議室	ハイライフサポート	2	水	4月、1月	あり
	<b>計</b>		<b>4事業所</b>	<b>12</b>			
	栄養 定員10名	小和田ケアセンターよしよ	翔の会	1	土	4月～6月	あり
		カトレアホーム	カトレアホーム	$\frac{2}{1}$	水	4月～6月、1月～3月	あり
		野球場会議室	ハイライフサポート	1		1月～3月	あり
	<b>計</b>		<b>3事業所</b>	<b>3</b>			
	認知 定員15名	ふれあいの里	ふれあいの里	2	月	4月、10月	あり
汐見台パシフィックステージ		汐見台パシフィックステージ	3	木	4月、10月、1月	なし	
野球場会議室		ハイライフステージ	1		1月	あり	
<b>計</b>		<b>3事業所</b>	<b>6</b>				



特定高齢者施策実績 事業別  
平成23年1月12日現在

平成22年度

添付資料 2

事業	22年4月事業開始			22年10月事業開始			23年1月事業開始			合計		
	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率
運動器	693	52	7.50%	247	24	9.72%	661	61	9.23%	1,601	137	8.56%
栄養	126	23	18.25%				276	5	1.81%	402	28	6.97%
口腔	661	23	3.48%	414	15	3.62%	775	33	4.26%	1,850	71	3.84%
認知	506	28	5.53%	263	13	4.94%	587	14	2.39%	1,356	55	4.06%
実人数	1,087	126	11.59%	924	52	5.63%	1,344	113	8.41%	3,355	291	8.67%

フォ ロ一教 室	22年4月事業開始			22年7月事業開始			23年1月事業開始			合計		
	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率
	85	27		103	20		76	24		264	71	

年度計	1,087	153	14.08%	924	72	7.79%	1,344	137	10.19%	3,355	362	10.79%
-----	-------	-----	--------	-----	----	-------	-------	-----	--------	-------	-----	--------

平成21年度

事業	21年4月事業開始			21年10月事業開始			22年1月事業開始			合計		
	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率
運動器	814	63	7.74%	306	34	11.11%	711	51	7.17%	1,831	148	8.08%
栄養	190	32	16.84%				258	14	5.43%	448	46	10.27%
口腔	833	26	3.12%	513	34	6.63%	812	26	3.20%	2,158	86	3.99%
認知	670	30	4.48%	365	20	5.48%	632	26	4.11%	1,667	76	4.56%
実人数	1,378	151	10.96%	738	88	11.92%	1,308	117	8.94%	3,424	356	10.40%

フォ ロ一教 室	21年4月事業開始			21年7月事業開始			22年1月事業開始			合計		
	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率
	57	16		120	18		97	18		274	52	

年度計	1,378	167	12.12%	738	106	14.36%	1,308	135	10.32%	3,424	408	11.92%
-----	-------	-----	--------	-----	-----	--------	-------	-----	--------	-------	-----	--------

平成20年度

事業	20年4・5月実施			20年10月実施			21年1月実施			合計		
	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率
運動器	716	58	8.10%	292	32	10.96%	690	57	8.26%	1,698	147	8.66%
栄養	236	7	2.97%				396	22	5.56%	632	29	4.59%
口腔	802	38	4.74%	582	29	4.98%	780	38	4.87%	2,164	105	4.85%
認知	293	24	8.19%	350	16	4.57%	580	23	3.97%	1,223	63	5.15%
実人数	1,288	116	9.01%	752	73	9.71%	1,313	130	9.90%	3,293	319	9.69%

平成19年度

事業	19年5月実施(準特定含)			19年前期実施			19年後期実施			合計		
	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率	勸奨	参加	参加率
運動器	208	40	19.23%	198	17	8.59%	1,022	75	7.34%	1,428	132	9.24%
栄養	120	14	11.67%				236	9	3.81%	356	23	6.46%
口腔	243	17	7.00%	397	19	4.79%	993	45	4.53%	1,633	81	4.96%
認知	171	22	12.87%				310	22	7.10%	481	44	9.15%
実人数	742	93	12.53%	595	37	6.22%	1,836	151	8.22%	3,173	281	8.86%

特定高齢者施策実績 事業別  
平成23年1月12日現在

平成18年度

事業	特定高齢者			準特定高齢者			合計		
	勧奨	参加	参加率	勧奨	参加	参加率	勧奨	参加	参加率
運動器	128	21	16.41%	715	73	10.21%	817	94	11.51%
栄養	288	4	1.39%	711	14	1.97%	999	18	1.80%
口腔	126	10	7.94%	912	43	4.71%	1,038	53	5.11%
認知	155	6	3.87%	379	32	8.44%	534	38	7.12%
実人数	671	41	6.11%	2,717	162	5.96%	3,388	203	5.99%

## 茅ヶ崎市地域支援事業（運動器機能向上事業）委託契約仕様書

## 1 事業名 茅ヶ崎市地域支援事業（運動器機能向上事業）

## 2 目的

転倒骨折の防止、加齢による運動器の機能低下の予防・向上のためにストレッチ、有酸素運動、簡易な器具等を用いた運動等を実施する。

## 3 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## 4 実施方法

## (1) 対象者

65歳以上の特定高齢者とする。（特定高齢者把握事業において把握され、介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた特定高齢者、運動器の機能が低下しているおそれのある、あるいは運動器の機能が低下している高齢者を対象とする。）1クールの参加者は概ね15名以内とする。

## (2) 実施回数及び時間

1クール3ヶ月12回とする。また、1回当たりの事業実施時間は、約2時間とする。3クール実施するものとする。

## (3) 配置職員

健康運動指導士、介護予防運動指導員、理学療法士が計画を作成し、事業を運営する。健康チェック、血圧測定、事業実施中の健康管理などを行う医療従事者として、医師、看護師等を配置する。また、その他必要な業務に対して、補助職員を適宜配置する。

## (4) 実施内容

ア リスク評価、本人のニーズなど、2次アセスメントを行う。

イ 健康運動指導士、介護予防運動指導員、理学療法士による計画作成。事業参加そのものが目的化することのないよう、自己実現の手段として位置づけられることが重要である。

ウ 計画に基づく運動の実施。対象者の負担とならず、かつ効果の期待できる回数、強度を設定する。

エ 事後のアセスメント、評価、事業終了後の自己管理プログラムの作成等。

## (5) 実施にあたっての留意事項

ア 事業実施にあたる職員は、事業実施中に知り得た参加者及びその家族等の個人情報等を他に漏らしてはならない。

イ 受託者は、事業実施中の事故・受傷その他に備えて、損害賠償保険に各自加入することとする。

## (6) 関係機関との連携

事業の円滑な実施のため、受託者は各地域包括支援センターと密に連絡を取り、十分な連携のもと、事業を実施することとする。

#### 5 事業の評価

受託者は、事業の実施回数、参加者数、参加者のアンケート結果、体力測定の結果などを指標として、事業の成果目標に対する達成度などを評価する。その際は、特定高齢者施策評価事業実施基準を活用する。

茅ヶ崎市地域支援事業（口腔機能向上事業）委託契約仕様書

1 事業名 茅ヶ崎市地域支援事業（口腔機能向上事業）

2 目的

高齢者の摂食・えん下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・えん下機能に関する機能訓練の指導等の事業を実施する。

3 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

4 実施方法

(1) 対象者

65歳以上の特定高齢者とする。（特定高齢者把握事業において把握され、介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた特定高齢者、口腔機能が低下しているおそれのある、あるいは口腔機能が低下している高齢者を対象とする。）1クルールの参加者は10名とする。

(2) 実施回数及び時間

1クルール3ヶ月6回とする。また、1回当たりの事業実施時間は、約2時間とする。2クルール実施するものとする。

(3) 配置職員

歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が計画を作成し、事業を運営する。

事業実施中の介助や緊急時の対応などを行う医療従事者として、歯科医師、歯科衛生士、看護師等を配置する。また、その他必要な業務に対して、補助職員を適宜配置する。

(4) 実施内容

ア リスク評価、本人のニーズなど、2次アセスメントを行う。

イ 歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士による計画作成。事業参加そのものが目的化することのないよう、自己実現の手段として位置づけられることが重要である。

ウ 計画に基づく事業の実施。通所時の専門的事業の実施と、自宅におけるセルフケアプログラムの実施を並行して行う。

エ 事後のアセスメント、評価、事業終了後の自己管理プログラムの作成等。

(5) 実施にあたっての留意事項

ア 事業実施にあたる職員は、事業実施中に知り得た参加者及びその家族等の個人情報了他に漏らしてはならない。

イ 受託者は、事業実施中の事故・受傷その他に備えて、損害賠償保険に各自加入することとする。

(6) 関係機関との連携

事業の円滑な実施のため、受託者は各地域包括支援センターと密に連絡を取り、十分な連携のもと、事業を実施することとする。

#### 5 事業の評価

受託者は、事業の実施回数、参加者数、参加者のアンケート結果、口腔機能のアセスメント結果などを指標として、事業の成果目標に対する達成度などを評価する。その際は、特定高齢者施策評価事業実施基準を活用する。

## 茅ヶ崎市地域支援事業特定高齢者施策栄養改善事業委託契約仕様書

## 1 事業名 茅ヶ崎市地域支援事業特定高齢者施策栄養改善事業

## 2 目的

高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、低栄養状態を改善し、食べることを通じて自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業を実施する。

## 3 実施期間

平成22年12月7日から平成23年3月31日まで

## 4 実施方法

## (1) 対象者

65歳以上の特定高齢者とする。(特定高齢者把握事業において把握され、介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた特定高齢者、栄養状態が低下しているおそれのある、あるいは栄養状態が低下している高齢者を対象とする。) 1クルールの参加者は10名とする。

## (2) 実施回数及び時間

1クルール6ヶ月8回実施することとする。そのうち、3ヶ月5回実施とする。また、1回当たりの事業実施時間は、約2時間とする。

## (3) 配置職員

管理栄養士が計画を作成し、事業を運営する。その他必要な業務に対して、補助職員を適宜配置する。

## (4) 実施内容

ア リスク評価、本人のニーズなど、2次アセスメントを行う。(うつ及び閉じこもり等で通所できない場合には、保健師による訪問でアセスメント等を実施する。)

イ 管理栄養士による計画作成。事業参加そのものが目的化することのないよう、自己実現の手段として位置づけられることが重要である。(通所できないケースで、マネジメントによって給食サービスが必要と判断された場合には、計画に基づき、給食サービスを導入する。)

ウ 計画に基づく事業の実施。

エ 事後のアセスメント、評価 事業終了後の自己管理プログラムの作成等。

## (5) 実施にあたっての留意事項

ア 事業実施にあたる職員は、事業実施中に知り得た参加者及びその家族等の個人情報等を他に漏らしてはならない。

イ 受託者は、事業実施中の事故・受傷その他に備えて、損害賠償保険に各自加入することとする。

## (6) 関係機関との連携

事業の円滑な実施のため、受託者は各地域包括支援センター、高齢福祉介護課保健師等と密に連絡を取り、介護予防ケアマネジメントに基づき、十分な連携のもと事業を実施することとする。

#### 5 事業の評価

受託者は、事業の実施回数、参加者数、参加者のアンケート結果、栄養改善のアセスメント結果などを指標として、事業の成果目標に対する達成度などを評価する。その際は、特定高齢者施策評価事業実施基準を活用する。



## 茅ヶ崎市地域支援事業（認知症予防事業）委託契約仕様書

## 1 事業名 茅ヶ崎市地域支援事業（認知症予防事業）

## 2 目的

高齢者の認知機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、有酸素運動や体操、記憶訓練、計算訓練、音楽療法などを通じて心身を活性化し、認知機能の回復を図る。

## 3 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## 4 実施方法

## (1) 対象者

65歳以上の特定高齢者とする。（特定高齢者把握事業において把握され、介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた特定高齢者、認知機能が低下しているおそれのある、あるいは認知機能が低下している高齢者を対象とする。）1クルールの参加者は15名とする。

## (2) 実施回数及び時間

1クルール3ヶ月12回とする。また、1回当たりの事業実施時間は、約2時間とする。1クルール実施するものとする。

## (3) 配置職員

介護職員、看護師等が計画を作成し、事業を運営する。

運動指導、体操などを実施する際には、高齢者への運動指導の経験のある者を配置し、安全管理に十分配慮した体制で実施する。必要時、運動前後に血圧測定などを行う。

その他事業の内容に応じて、回想法指導員、音楽療法指導員など必要な職員を適宜配置する。

## (4) 実施内容

ア リスク評価、本人のニーズなど、2次アセスメントを行う。

イ 介護職員、看護師等による計画作成。事業参加そのものが目的化することのないよう、自己実現の手段として位置づけられることが重要である。

ウ 計画に基づく事業の実施。回想法、音楽療法、記憶訓練、計算訓練等を取り入れる。

エ 事後のアセスメント、評価 事業終了後の自己管理プログラムの作成等。

## (5) 実施にあたっての留意事項

ア 事業実施にあたる職員は、事業実施中に知り得た参加者及びその家族等の個人情報了他に漏らしてはならない。

イ 受託者は、事業実施中の事故・受傷その他に備えて、損害賠償保険に各自加入することとする。

## (6) 関係機関との連携

事業の円滑な実施のため、受託者は各地域包括支援センターと密に連絡を取り、十分な連携のもと、事業を実施することとする。

## 5 事業の評価

受託者は、事業の実施回数、参加者数、参加者のアンケート結果、認知機能のアセスメント結果などを指標として、事業の成果目標に対する達成度などを評価する。その際は、特定高齢者施策評価事業実施基準を活用する。

## 地域支援事業 二次予防事業の位置づけについて

地域支援事業は平成 18 年 6 月 9 日老発 0609001 号本職通知の別紙「地域支援事業実施要綱」により行われているところ、実施要綱の一部が改正され、平成 22 年 8 月 6 日より適用することとなった。

地域支援事業は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。) 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。) 及び介護予防事業の円滑な実施を図るための指針(平成 18 年厚生労働省告示第 316 号)の規定によるほか、この実施要綱の定めるところによる。

地域支援事業のうち二次予防事業については、主として要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の者を対象として実施することを基本とし、二次予防事業の対象者が要介護状態になることを予防することを通じて、一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する。その目的を達成するため、事業の実施に際しては、介護予防ケアマネジメント業務により、個々の対象者の心身の状況、その書かれている環境その他の状況（以下「心身の状況等」という。）に応じて、対象者の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施するものとする。

国で定められている二次予防事業		茅ヶ崎市における二次予防事業	
・ 二次予防事業の対象者把握事業		・ すこやか支援対象者把握事業	
・ 通所型介護予防事業	運動器機能向上プログラム	・ 通所型介護予防事業	運動器機能向上事業
	口腔機能向上プログラム		口腔機能向上事業
	栄養改善プログラム		栄養改善事業
	その他のプログラム		認知症予防事業
・ 訪問型介護予防事業		・ 訪問型介護予防事業	うつ及び閉じこもり訪問事業
			配食サービス事業
・ 二次予防事業評価事業		・ すこやか支援プログラム評価事業	

地域支援事業、二次予防事業は介護保険法に定められた事業であり、介護予防上市民に必要な事業と判断した上で、実施するものである。

二次予防事業に参加した者の主観的健康観の状況

添付資料8

(設問) 全体的に見て、過去1ヶ月間のあなたの健康状態はいかがでしたか。

【平成20年度】

		実施後						
		よい	まあよい	ふつう	あまり よくない	よくない	不明	計
実施前	よい	14	2	0	1	0	0	17
	まあよい	23	58	10	1	0	0	92
	ふつう	1	22	11	3	0	6	43
	あまり よくない	1	0	2	0	0	0	3
	よくない	0	1	2	0	0	0	3
	不明	0	0	0	1	0	0	1
	計	39	83	25	6	0	6	159

改善 32.70%

悪化 10.69%

変わらず 52.20%

不明 3.77%

【平成21年度】

		実施後						
		よい	まあよい	ふつう	あまり よくない	よくない	不明	計
実施前	よい	5	3	0	0	0	0	8
	まあよい	3	20	13	2	1	0	39
	ふつう	4	33	94	16	1	0	148
	あまり よくない	0	6	32	26	3	0	67
	よくない	1	0	5	7	4	0	17
	不明	0	0	0	0	0	0	0
	計	13	62	144	51	9	0	279

改善 32.62%

悪化 13.98%

変わらず 53.41%

不明 0.00%

【平成22年度】

		実施後						
		よい	まあよい	ふつう	あまり よくない	よくない	不明	計
実施前	よい	8	2	2	2	0	0	14
	まあよい	3	18	5	5	0	2	33
	ふつう	5	17	74	10	3	7	116
	あまり よくない	3	7	33	20	3	4	70
	よくない	1	1	1	6	0	2	11
	不明	0	0	0	1	0	0	1
	計	20	45	115	44	6	15	245

改善 31.42%

悪化 13.06%

変わらず 48.97%

不明 6.12%